

# 横浜水ビジネス協議会要綱

(名称)

第1条 本協議会は、「横浜水ビジネス協議会」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、上下水道など海外水ビジネス展開に関して、公民連携による情報の共有、意見交換、プロモーションなどを行うことを目的とする。

(行動計画)

第3条 本会の活動内容は、次の事項とする。

- (1) 上下水道分野に関わる環境技術の広報
- (2) 海外需要などの調査
- (3) 公民連携による海外水ビジネス展開に関する検討及び推進
- (4) 水・環境ソリューションハブの整備・運営に関する検討及び推進
- (5) その他、海外水ビジネス展開の推進に係る事項

(組織)

第4条 本会は、横浜市及び、協議会の趣旨に賛同する企業及び団体等(以下「会員」という。)をもって組織する。会員の構成については、別途、要領に定める。

(会長)

第5条 本会に会長を置く。会長は、横浜市長とする。

(代表幹事)

第6条 本会に代表幹事を置く。代表幹事の職務は次のとおりとする。

- (1) 本会への意見具申
- (2) その他本会の運営に関する必要事項

(幹事会)

第7条 本会の運営を円滑に進めるため、幹事会を設置する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、代表幹事会及び幹事会とする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、環境創造局下水道事業推進課、水道局国際事業課が担当する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本会に必要な事項は別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年11月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。